学校法人国士舘安全保障輸出管理規程

制定　令和２年３月18日
改正　令和６年11月27日

（目的）

第１条　本規程は、学校法人国士舘（設置学校を含む。以下「学園」という）において、教育研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　外為法等　外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号、以下「法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。

（２）　技術の提供　外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。

（３）　貨物の輸出　外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。

（４）　取引　技術の提供又は貨物の輸出をいう。

（５）　リスト規制技術　外国為替令（昭和55年政令第260号）（以下「外為令」という。）別表の１の項から15の項までに定める技術をいう。

（６）　リスト規制貨物　輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）（以下「輸出令」という。）別表第１の１の項から15の項までに定める貨物をいう。

（７）　キャッチオール規制　外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第１の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。

（８）　該非判定　提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。

（９）　取引審査　提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者（技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。「相手先」ともいう。）を確認し、学園として当該取引を行うかを判断することをいう。

（10）　大量破壊兵器等　核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布

のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。

(11)　通常兵器　大量破壊兵器等以外の輸出令別表第１の１の項に該当する貨物をいう。

(12)　大量破壊兵器等の開発等　大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。

(13)　通常兵器の開発等　通常兵器の開発、製造又は使用をいう。

(14)　居住者　外国為替法令の解釈及び運用について（昭和55年蔵国第4672号）６－１－５，６（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。

(15)　非居住者　居住者以外の自然人及び法人をいう。

(16)　特定類型該当者　外国為替及び外国貿易法第25条第１項及び外国為替令第17条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成４年４貿局第492号）１（３）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。

(17)　教職員　学園と雇用関係にある教員、職員（役員を含む）をいい、常勤か非常勤であるかを問わない。

(18)　教職員等　学園に籍のある全ての者をいう。

（適用範囲）

第３条　本規程は、学園が行う全ての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

（基本方針）

第４条　学園の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

（１）　国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術提供及び貨物の輸出は行わない。

（２）　外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。

（３）　輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

（最高責任者）

第５条　学園の輸出管理における最高責任者は、理事長とする。

２　最高責任者は本規程の制定・改廃、外為法等又は本規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

（輸出管理統括責任者）

第６条　最高責任者は輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、大学学長をもって充てる。

２　統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、学園における輸出管理に関する業務を統括し、本規程の改廃案の作成、運用手続の制定・改廃、特定類型該当者の把握、該非判定及び取引審査の最終的な承認、輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、文書管理、監査、指導、教育のほか、本規程に定められた業務を行う。

（輸出管理責任者）

第７条　統括責任者の下に、輸出管理に関する事務を行うため、輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、教務部長及び国際交流センター長をもってその任に充てる。

２　管理責任者は統括責任者を補佐し、事前確認シートの確認、相談窓口のほか、本規程に定められた業務を行う。

３　管理責任者の業務分担は､教育目的での外国人の受け入れは国際交流センター長が担当し、それ以外のものを教務部長が担当する。

４　管理責任者の下に補佐者を置き、教務部学術研究支援課長及び国際交流センター国際交流課長をもってその任に充て、管理責任者の指示により実務を行う。

（重要事項の決定）

第８条　学園の輸出管理に関する次の事項は、最高責任者の決裁を得て決定する。

（１）　本規程等の改廃案の作成に関する事項

（２）　該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項

（３）　監査に関する事項

（４）　その他輸出管理に関する重要事項

（事前確認）

第９条　教職員は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、以下の各号に定める手続を行い、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認を行い、取引審査の手続の要否について、管理責任者の承認を得なければならない。

（１）　教職員が国外出張（引率及びプライベート渡航を含む。以下同じ。）を申請する際は、別途定める「技術の提供又は貨物の輸出の事前確認シート（出張用)」を記入し、出張申請書に添付し、所属の部課室等を経由して管理責任者に提出する。

（２）　教職員が出張以外の手段を用いて国外に技術の提供又は貨物の輸出をする際は、別途定める「技術の提供又は貨物の輸出の事前確認シート（出張以外用)」を記入し、管理責任者に提出する。

（３）　外国人を教育目的で受け入れる場合は、受入部課室等の教職員が、当該外国人の「国籍」､「経歴」､「日本での居住歴」がわかる資料を管理責任者に提出する。

（４）　外国人を学園と雇用関係がない研究員等として受け入れる場合は、受入部課室等の教職員が、別途定める「外国人受入れの事前確認シート」を記入し、管理責任者に提出する。

２　前項の事前確認により、取引審査の手続が必要と判断された場合は、教職員は第10条（該非判定)、第11条（用途確認）及び第12条（需要者確認）の起票・確認を行い、第13条の取引審査の手続を行わなければならない。

３　第１項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、教職員は当該取引を行うことができる。

（該非判定）

第10条　教職員は、第９条の事前確認の結果、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、「該非判定票」を起票するものとする。

２　該非判定は、以下のとおり行う。

（１）　学園で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。

（２）　学園外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員は、入手先からの該非判定書等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等を入手しなくても学園として前号の手続により該非判定できる場合には、入手先から該非判定書等の入手を省略することができる。

（用途確認）

第11条　教職員は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、別途定める「用途チェックシート」及び「明らかガイドラインシート」を用いて確認するものとする。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。

（需要者確認）

第12条　教職員は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者について以下の項目に該当するかを、別途定める「需要者チェックシート」等を用いて確認するものとする。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。

（１）　提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。

（２）　経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。

（３）　大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。

（４）　軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。

（取引審査）

第13条　教職員は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするとき、取引審査の手続が必要とされた場合は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から別途定める「審査票」を起票し、第10条から第12条で起票・確認した書類を添えて管理責任者に提出し、統轄責任者の承認を受けなければならない。

２　統括責任者は、前項の審査に当たり特に必要と判断したものについて「総合安全会議」に諮ることができるものとする。

（許可申請）

第14条　前条第１項における承認により外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければ

ならない場合、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。
2　許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。
3　技術の提供又は貨物の輸出を行おうとしている教職員は、外為法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

（技術の提供管理）
第15条　教職員等は、技術を提供する場合、第９条の事前確認及び第13条の取引審査の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第９条第１項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第13条の取引審査の手続の確認は要さない。
2　教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

（貨物の出荷管理）
第16条　教職員は、貨物を輸出する場合、第９条の事前確認及び第13条の取引審査手続が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第９条第１項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第13条の取引審査の手続の確認は要さない。
2　教職員は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。
3　教職員は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて管理責任者へ報告する。管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

（文書管理又は記録媒体の保存）
第17条　教職員は、統括責任者及び管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも７年間は保管しなければならない。

（監査）
第18条　監査室監査課は、最高責任者の指示の下、学園の輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うものとする。

（調査）
第19条　統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、毎年、リスト規制技術の保有状況について調査を行うものとする。

（指導）
第20条　統括責任者は教職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

（教育）

第21条　管理責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に教育を行うものとする。

（報告）

第22条　教職員等は、外為法等又は本規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を管理責任者に速やかに通報しなければならない。

２　管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

３　統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、最高責任者に報告するとともに、関係部課室等に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

（懲戒）

第23条　教職員等が故意又は重大な過失により外為法等及び本規程に違反した場合には、学園の定める規則等に基づき懲戒処分の対象とする。

（事務の所管）

第24条　この規程に関する事務処理は、教務部学術研究支援課が、国際交流センター国際交流課の協力を得て行う。

（雑則）

第25条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別途定める。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。